

# 第121回 定時株主総会招集ご通知

## 日時

平成30年 **6月21日** (木曜日) 午前10時

## 場所

広島県大竹市明治新開1番7  
当社広島本社 3階大会議室

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の  
付与のための報酬決定の件

## 議決権行使期限

平成30年6月20日 (水曜日) 午後5時まで

## 目次

■ 第121回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 定款一部変更の件	5
第3号議案 取締役6名選任の件	6
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	10
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の 付与のための報酬決定の件	11
(添付書類)	
■ 事業報告	14
■ 連結計算書類	32
■ 計算書類	35
■ 監査報告書	39

**中国塗料株式会社**

証券コード：4617

(証券コード4617)

平成30年5月31日

株 主 各 位

広島県大竹市明治新開 1 番 7

**中国塗料株式会社**

代表取締役社長 植 竹 正 隆

## 第121回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第121回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、次ページの「4. 議決権の行使に関する事項」(2)または(3)に従って、平成30年6月20日(水曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成30年6月21日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 広島県大竹市明治新開 1 番 7 当社広島本社 3階大会議室  
(末尾の会場案内図をご参照ください。)

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第121期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第121期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- |       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                    |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                    |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件                   |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件                 |
| 第5号議案 | 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

#### 4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合  
当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができることとなっております。ただし、代理権を証明する書面（委任状等）のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 書面（議決権行使書）により議決権を行使される場合
  - ① 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。
  - ② 議決権行使書において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
  - ③ 議決権行使書とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。

株主様の個人情報を守るための「記載面保護シール」を同封しております。  
議決権行使書のご返送の際にご使用ください。

- (3) 電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合
  - ① パソコンまたはスマートフォン（携帯電話はご利用いただけません。）から当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ行使いただけます。（毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止させていただきます。）
  - ② インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
  - ③ 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。その際、株主様以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
  - ④ インターネットと議決権行使書により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。
  - ⑤ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。
  - ⑥ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

- ⑦ インターネットによる議決権行使は、前記の行使期限まで受け付けいたしますが、お早めに行行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

- (4) 議決権の不統一行使をされる場合  
株主総会の日々の3日前までに、書面によりその旨およびその理由を当社株主名簿管理人にご通知ください。

《機関投資家の皆様へ》

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

以 上

- ◎ 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.cmp.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ◎ 上記の連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」は、本招集ご通知の添付書類とともに会計監査人および監査役の監査の対象に含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 本株主総会の決議内容につきましては、書面での発送に代え、本株主総会終了後、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重視しつつ、業績や資本効率等を総合的に踏まえ長期安定的に成果の配分を行うことを基本方針とし、平成30年4月を始期とする中期経営計画では、自己資本配当率（DOE）3%かつ連結配当性向30%を下回らない配当を行うこととしております。

第121期の期末配当につきましては、その移行期として、年間配当額を1株当たり28円とし、平成29年12月1日付で実施した1株当たり9円の間配当を控除した19円とさせていただきます。

1	配当財産の種類	金銭といたします。
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき <b>19円</b> 総額 <b>1,244,564,961円</b> (この結果、中間配当金を含めた年間配当金は、1株につき28円となります。)
3	剰余金の配当が効力を生じる日	平成30年6月22日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

周知性の向上及び公告手続きの合理化をはかるため当社の公告の方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(公告方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	(公告方法) 第4条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>

### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらたに取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。また、各取締役候補者に関する事項は、7頁から9頁に記載のとおりであります。

候補者 番号	氏名	備考
1	うえ たけ まさ たか 植 竹 正 隆	再任
2	とも ちか じゅん じ 友 近 潤 二	再任
3	き せき やす ゆき 鬼 石 康 之	再任
4	た なか ひで ゆき 田 中 秀 幸	再任
5	うえ だ こう じ 上 田 耕 治	再任 社外取締役候補者 独立役員候補者
6	にし かわ もと よし 西 川 元 啓	再任 社外取締役候補者 独立役員候補者

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上田耕治氏および西川元啓氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 上田耕治氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となり、西川元啓氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、定款の規定に基づき上田耕治氏および西川元啓氏との間で責任限定契約を締結しており、その内容の概要は本定時株主総会招集ご通知22頁の「3-(2)責任限定契約の内容の概要」に記載のとおりであります。両氏の再任をご承認いただいた場合には、両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 上田耕治氏および西川元啓氏は、東京証券取引所の定める独立役員の候補者であります。

候補者  
番号

1

うえ たけ まさ たか  
植 竹 正 隆

再任

■ 生年月日：昭和20年1月12日

■ 所有する当社の株式の数：188,400株

■ 重要な兼職の状況：該当する事項はありません。

■ 略歴ならびに当社における地位および担当

昭和43年 4月	当社入社	平成18年 7月	当社常務取締役 営業部門ならびに海外子会社の統括
平成 9年 4月	当社参与 船舶塗料事業本部長	平成19年 1月	当社専務取締役
平成 9年 6月	当社取締役 船舶塗料事業本部長	平成22年 4月	当社代表取締役社長(現在)
平成15年 6月	当社常務取締役 マリンコーティングス ディビジョン プレジデント		

[取締役候補者とした理由]

当社における豊富な業務経験を通じ当社業務全般に精通しており、その実績、能力、豊富な経験が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者としております。

候補者  
番号

2

とも ちか じゅん じ  
友 近 潤 二

再任

■ 生年月日：昭和31年1月20日

■ 所有する当社の株式の数：13,000株

■ 重要な兼職の状況：該当する事項はありません。

■ 略歴ならびに当社における地位および担当

昭和55年 9月	当社入社	平成24年 7月	当社執行役員 Chugoku Marine Paints (Singapore) Pte. Ltd. 取締役社長 兼 Chugoku Paints (Malaysia) Sdn. Bhd. 取締役社長
平成 9年 4月	TOA-Chugoku Paints Co., Ltd. 代表取締役社長	平成25年 4月	当社執行役員 営業本部長
平成14年 4月	マリンコーティングス ディビジョン 営業統括部 九州支店 福岡営業所長	平成25年 6月	当社取締役 営業本部長
平成19年10月	Chugoku Marine Paints (Singapore) Pte. Ltd. 取締役社長 兼 Chugoku Paints (Malaysia) Sdn. Bhd. 取締役社長	平成27年 4月	当社取締役 管理本部長
		平成28年 4月	当社常務取締役 管理本部長 (現在)

[取締役候補者とした理由]

当社における豊富な業務経験を通じ当社業務全般に精通しており、その実績、能力、豊富な経験が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者としております。



候補者  
番号

3

き せき やす ゆき  
鬼 石 康 之

再任

■ 生年月日：昭和31年5月3日

■ 重要な兼職の状況：該当する事項はありません。

■ 略歴ならびに当社における地位および担当

昭和56年4月 当社入社  
平成19年7月 船舶塗料事業本部 技術センター  
防汚技術部長  
平成23年7月 当社執行役員  
Chugoku Marine Paints (Shanghai),  
Ltd. 董事兼技術・生産本部長  
平成25年4月 当社執行役員  
Chugoku Marine Paints (Shanghai),  
Ltd. 董事長兼総経理 兼 Chugoku  
Marine Paints (Guang Dong), Ltd.  
董事長兼総経理

■ 所有する当社の株式の数：7,500株

平成25年7月 当社上席執行役員  
Chugoku Marine Paints (Shanghai),  
Ltd. 董事長兼総経理 兼 Chugoku  
Marine Paints (Guang Dong), Ltd.  
董事長兼総経理  
平成27年4月 当社上席執行役員  
営業本部長 兼 海洋プロジェクト  
営業部長 兼 コンテナ営業統括  
平成27年6月 当社取締役 営業本部長  
平成30年4月 当社取締役 生産本部長（現在）

〔取締役候補者とした理由〕

当社における豊富な業務経験を通じ当社業務全般に精通しており、その実績、能力、豊富な経験が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者としております。

候補者  
番号

4

た なか ひで ゆき  
田 中 秀 幸

再任

■ 生年月日：昭和40年8月7日

■ 重要な兼職の状況：該当する事項はありません。

■ 略歴ならびに当社における地位および担当

昭和63年4月 当社入社  
平成20年4月 船舶塗料事業本部 技術センター  
防汚技術部 マリン機能商品グループ  
リーダー 兼 研究開発本部 研究セン  
ター 第三グループリーダー  
平成23年4月 技術本部 研究開発部 開発第二グ  
ループリーダー

■ 所有する当社の株式の数：2,600株

平成27年7月 当社執行役員 技術生産本部 副本  
部長 兼 研究開発第二部長  
平成29年4月 当社執行役員 技術生産本部長 兼  
研究開発第二部長  
平成29年6月 当社取締役 技術生産本部長  
平成30年4月 当社取締役 技術本部長（現在）

〔取締役候補者とした理由〕

当社における豊富な業務経験を通じ当社業務全般に精通しており、その実績、能力、豊富な経験が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者としております。

候補者  
番号

5

うえ だ こう じ  
上 田 耕 治

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

■ 生年月日：昭和37年3月8日

■ 所有する当社の株式の数：1,100株

■ 重要な兼職の状況：関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授、ネクサス監査法人代表社員

■ 略歴ならびに当社における地位および担当

平成8年4月 公認会計士登録

平成17年4月 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科助教授

平成8年12月 税理士登録

平成18年7月 ネクサス監査法人代表社員（現在）

平成16年10月 公認会計士税理士事務所開設  
（現在）

平成22年4月 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授（現在）

平成27年6月 当社社外取締役（現在）

〔社外取締役候補者とした理由〕

大学院教授および公認会計士としての豊かな経験と高い見識を有しており、引き続き独立した立場からの有用な助言を受けられるものと判断し、社外取締役候補者としております。

なお、同氏および同氏の兼職先と当社グループの間には取引関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれは無いものと判断しております。

候補者  
番号

6

にし かわ もと よし  
西 川 元 啓

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

■ 生年月日：昭和21年1月1日

■ 所有する当社の株式の数：2,300株

■ 重要な兼職の状況：野村総合法律事務所客員弁護士

■ 略歴ならびに当社における地位および担当

昭和43年4月 八幡製鐵株式会社  
（現 新日鐵住金株式会社）入社平成22年4月 NKSJホールディングス株式会社  
（現 SOMPOホールディングス株式会社）社外監査役平成9年6月 新日本製鐵株式会社（現新日鐵住  
金株式会社）取締役

平成23年7月 弁護士登録

平成13年4月 同社常務取締役

野村総合法律事務所客員弁護士  
（現在）

平成15年6月 同社常任顧問

平成24年4月 オリnpas株式会社社外取締役

平成19年7月 同社顧問

平成28年6月 当社社外取締役（現在）

平成21年6月 株式会社日鉄エレックス（現 日鉄住  
金テックスエンジニアリング株式会社）監査役

〔社外取締役候補者とした理由〕

弁護士および企業経営者ならびに社外取締役としての豊かな経験と高い見識を有しており、引き続き独立した立場からの有用な助言を受けられるものと判断し、社外取締役候補者としております。

なお、同氏および同氏の兼職先と当社グループの間には取引関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれは無いものと判断しております。

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開催の時をもって、現在の補欠監査役選任の効力が失効しますので、監査役の現員数を欠くことになる場合に備え、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。補欠監査役候補者は、次のとおりであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

くぼた よりと  
久保田 寄人

再任

■ 生年月日：昭和28年2月14日

■ 重要な兼職の状況：税理士

■ 略歴ならびに当社における地位

昭和46年4月 広島国税局入局

平成18年7月 岩国税務署長

平成21年7月 国税庁長官官房広島派遣監察官室  
首席国税庁監察官

平成24年7月 広島東税務署長

■ 所有する当社の株式の数：一株

平成25年7月 同署退職

平成25年8月 税理士開業（現在）

平成25年10月 辻・本郷税理士法人広島支部  
社員税理士

平成28年6月 当社補欠監査役（現在）

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 久保田寄人氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役となる補欠の監査役候補者であり、また、東京証券取引所の定める独立役員としての要件を満たしております。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、財務および会計に関する幅広い知識と実務経験を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、候補者としております。
3. 当社は、久保田寄人氏が監査役に就任した場合は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。

## 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成19年6月28日開催の第110回定時株主総会において、年額450百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）は、当社における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする「在籍要件型譲渡制限付株式」、および当該条件に加えてROEその他当社の取締役会が予め設定した業績目標達成を譲渡制限解除の条件とする「業績要件型譲渡制限付株式」により構成することとします。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、「在籍要件型譲渡制限付株式」と「業績要件型譲渡制限付株式」を合わせて、年額100百万円以内と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものと致します。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致したく存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、「在籍要件型譲渡制限付株式」と「業績要件型譲渡制限付株式」を合わせて年10万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）となります。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、在籍要件型譲渡制限付株式においては本割当契約により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間、業績要件型譲渡制限付株式においては本割当契約により割当を受けた日より1年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

### (2) 退任時の取扱い

#### ① 在籍要件型譲渡制限付株式

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### ② 業績要件型譲渡制限付株式

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

#### ① 在籍要件型譲渡制限付株式

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を

---

解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

② 業績要件型譲渡制限付株式

当社は、ROEその他当社の取締役会が予め設定した業績目標を達成し、かつ、対象取締役が、本割当契約により割当を受けた日より上記業績目標を達成したか否かの判定時までの期間中、継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。また、当社は、譲渡制限期間が満了した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、必要に応じて、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### 1-(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、欧米政治の不安定化や東アジアの地政学的リスクが懸念される幕開けとなりましたが、いずれも危機的状況に陥ることは回避されました。こうしたなか、欧米経済が予想以上の堅調さを見せ、また中国も安定的に推移したことから、全体として緩やかな拡大基調を維持しました。

当社グループを巡る環境としましては、前期に落ち込んだ船舶修繕需要に一部戻りがあり、低調な市況が続いていたコンテナ分野で下期にかけて需要の急回復がありました。しかし、船腹過剰を背景とする新造船需要の調整局面が持続し、これが売上全体を下押しする結果となったほか、厳しい価格競争に加え、原材料価格も高含みで推移したことから、全体として厳しい局面が続きました。

このような経営環境の中、当社グループといたしましては、債権の保全や回収を優先し、無理な拡大路線に走ることを避けるとともに、急回復したコンテナ分野においても、品質の確保を優先する方針をとりました。この結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は829億8千万円（前期比0.7%増）と前期比ほぼ横ばいとなり、利益面では営業利益が37億6千1百万円（同31.2%減）、経常利益が39億1千2百万円（同35.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益が24億4千7百万円（同32.8%減）となりました。

## 1-(2) 主要な事業内容

当社グループは主として船舶用塗料、橋梁・鉄骨・タンクなど各種プラント向けおよび木工・建材向けなどの工業用塗料、コンテナ用塗料を製造販売しております。

船舶用、工業用、コンテナ用の各塗料事業、その他の事業の売上比率は、72.4対14.9対12.4対0.4であります。

当連結会計年度における部門別の概況は、次のとおりであります。

### 【船舶用塗料部門】

前期に落ち込んだ修繕需要に一部戻りがあったものの、新造船市場での船腹過剰による需要の停滞や船価の低迷に伴う価格競争の激化により、グループ売上高は、600億5千5百万円（前期比7.5%減）となりました。

### 【工業用塗料部門】

中国市場は低調であったものの、日本や東南アジア市場が堅調に推移したことから、グループ売上高は、123億3千9百万円（前期比2.7%増）となりました。

### 【コンテナ用塗料部門】

コンテナボックス生産量の増加に加え、環境規制に伴う水系化への移行が円滑に進んだことから、グループ売上高は、102億5千5百万円（前期比100.7%増）となりました。

### 【その他の部門】

その他の売上高につきましては、3億3千万円（前期比0.2%増）となりました。

## 1-(3) 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第118期	第119期	第120期	第121期
		(平成27年3月期)	(平成28年3月期)	(平成29年3月期)	(平成30年3月期)
売 上 高 (百万円)		106,737	115,066	82,368	82,980
経 常 利 益 (百万円)		8,359	10,416	6,076	3,912
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		4,748	6,502	3,643	2,447
1株当たり当期純利益 (円)		71.71	98.21	55.50	37.36
総 資 産 (百万円)		135,087	128,389	122,058	126,047
純 資 産 (百万円)		78,225	78,817	78,169	81,094
1株当たり純資産額 (円)		1,094.66	1,104.67	1,107.57	1,146.84

(注)「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。



## 1 - (4) 主要な営業所および工場 (平成30年3月31日現在)

### ① 当社

東京本社 東京都千代田区霞が関三丁目2番6号

広島本社  
(当社本店) 広島県大竹市明治新開1番7

支店 大阪支店 (大阪府大阪市西区)

工場 滋賀工場 (滋賀県野洲市)、九州工場 (佐賀県神埼郡吉野ヶ里町)

研究所 大竹研究所 (広島県大竹市)、滋賀研究所 (滋賀県野洲市)

### ② 主な子会社

大竹明新化学株式会社

広島県大竹市

神戸ペイント株式会社

兵庫県加古郡稲美町

CHUGOKU MARINE PAINTS (Hong Kong),Ltd.

香港

CHUGOKU MARINE PAINTS (Shanghai),Ltd.

中国上海市

CHUGOKU MARINE PAINTS (Guang Dong),Ltd.

中国広東省

CHUGOKU SAMHWA PAINTS,Ltd.

韓国金海市

CHUGOKU MARINE PAINTS (Singapore) Pte.Ltd.

シンガポール

CHUGOKU PAINTS (Malaysia) Sdn.Bhd.

マレーシア ジョホール州

CHUGOKU PAINTS B.V.

オランダ ハイニンゲン

## 1 - (5) 従業員の状況

(平成30年3月31日現在)

地域別	従業員数	前期末比増減
日本	680 (84)名	11名増 (4名減)
アジア	1,474 (51)名	31名減 (33名減)
その他	139 (31)名	15名増 (7名増)
合計	2,293 (166)名	5名減 (30名減)

(注) 1. 従業員数に顧問および嘱託を含めております。

2. 派遣社員および臨時社員については、期中平均人数を括弧書きにて外数で表示しております。

3. 上記の他、企業集団外への出向者が2名おります。

## 1-(6) 主要な借入先および借入額

(平成30年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	5,750百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,985百万円
株式会社広島銀行	3,450百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,870百万円
株式会社りそな銀行	1,400百万円
株式会社三井住友銀行	1,156百万円

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

## 1-(7) 設備投資等の状況

当社グループで実施した設備投資の総額は、12億1千6百万円であります。

塗料事業	1,142百万円
その他	4百万円
全社(共通)	68百万円
合計	1,216百万円

## 1-(8) 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

## 1-(9) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## 1-(10) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## 1-(11) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当期において該当事項はありません。

なお、当社は平成30年4月1日付にて連結子会社である中国塗料技研株式会社および中国ソフト開発株式会社を吸収合併いたしました。

## 1 - (12) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## 1 - (13) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況

親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

(平成30年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の議決権 比率 (%)	主要な事業内容	
国 内	大竹明新化学株式会社	84百万円	100.00	塗料原料製造販売
	神戸ペイント株式会社	400百万円	100.00	塗料製造販売
海	CHUGOKU MARINE PAINTS (Hong Kong), Ltd.	66百万US \$	100.00	塗料販売
	CHUGOKU MARINE PAINTS (Shanghai), Ltd.	532百万CNY	92.00	塗料製造販売
	CHUGOKU MARINE PAINTS (Guang Dong), Ltd.	69百万CNY	100.00	塗料製造販売
外	CHUGOKU SAMHWA PAINTS, Ltd.	3,807百万W	59.46	塗料製造販売
	CHUGOKU MARINE PAINTS (Singapore) Pte. Ltd.	26百万S \$	100.00	塗料製造販売
	CHUGOKU PAINTS (Malaysia) Sdn. Bhd.	32百万M \$	100.00	塗料製造販売
	CHUGOKU PAINTS B.V.	36百万EUR	100.00	塗料製造販売

(注) 1. 当社の連結子会社は、24社（間接所有子会社を含む）であります。

2. 当社の議決権比率には、間接所有を含んでおります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社はありません。

## 1 - (14) 対処すべき課題

当社グループの事業を取り巻く環境としましては、原材料価格の高止まり基調の下で、主力の船舶分野において新造船建造量の停滞と船価の低迷に伴う価格競争に直面する厳しい状況にあります。また、こうした減益圧力に加え、当社の長期的な事業の継続のために、各国の環境規制強化に対応した製品の転換や製造工程の抜本的な改善を進めて行く必要があります。

こうしたなか、当社グループでは、以下の施策を軸とする三ヵ年の中期経営計画（CMP New Century Plan1）を平成30年4月より開始しており、これにより今後の厳しい局面を乗り切るとともに、企業体質の強化を図ってまいります。

- ① 規模の拡大とは距離を置き、当社が得意とする分野に経営資源を集中することで売上に見合った適正な利益の確保をめざす。
- ② ユーザーニーズの適時的確な把握を通じ、主力の船舶・コンテナ用塗料で世界トップシェア、工業用・海洋でもニッチ分野でトップをめざす。
- ③ マーケティング強化により市場が求める最適品質の製品を開発するとともに、費用構造の再検証を通じた原価低減を行い、事業の収益性改善を図る。
- ④ 将来の環境規制を先取りした設備投資を積極的に行いつつ、グローバルな最適生産体制の構築を目指す。
- ⑤ 資本コストを意識した投資の評価を行い、投下資本利益率（ROIC）の改善を図る。
- ⑥ 資産効率の向上を図り、政策保有株式については保有意義の見直しを随時行う。
- ⑦ 業績や資本効率等を総合的に勘案しながら長期安定的に成果の配分を行うとともに、機動的な自己株式の取得を行う。
- ⑧ 当社従業員が、誇りとやりがいを持てる職場づくりを進める。
- ⑨ 当社役員が、株主の皆様と同じ目線を共有し、中期経営計画達成のインセンティブとすべく、一定期間の在籍と業績目標達成を各要件とする二種類の譲渡制限付株式報酬（RS）を導入する。
- ⑩ 目標達成に向けた当社従業員のモチベーションを高めるべく、従業員持株会を通じたインセンティブプランを実施する。

株主の皆様におかれましては、より一層のご指導とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

## 1 - (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (平成30年3月31日現在)

2-(1) 発行可能株式総数	277,630,000株
2-(2) 発行済株式の総数	69,068,822株 (自己株式3,565,403株を含む。)
2-(3) 株主数	3,544名
2-(4) 単元株式数	100株
2-(5) 大株主	

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	3,433	5.24
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE / JASDEC/UOB KAY HIAN PRIVATE LIMITED	3,286	5.02
株式会社広島銀行	3,259	4.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,914	4.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,256	3.45
明治安田生命保険相互会社	2,000	3.05
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NVI01	1,894	2.89
三菱商事株式会社	1,858	2.84
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,553	2.37
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,401	2.14

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。  
 2. 当社は自己株式3,565,403株を所有しておりますが、上記の大株主(上位10名)の中には含めておりません。  
 3. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

### 2-(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### 3-(1) 取締役および監査役の氏名等

平成30年3月31日現在の取締役および監査役は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	植 竹 正 隆	
常 務 取 締 役	友 近 潤 二	管理本部長
取 締 役	鬼 石 康 之	営業本部長
取 締 役	田 中 秀 幸	技術生産本部長
取 締 役	上 田 耕 治	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授、 ネクサス監査法人代表社員
取 締 役	西 川 元 啓	野村総合法律事務所客員弁護士
常 勤 監 査 役	三 好 秀 則	
常 勤 監 査 役	國 本 英 一	
監 査 役	川 上 清 一	税理士
監 査 役	梶 田 滋	西日本監査法人代表社員

- (注) 1. 平成30年4月1日付にて、取締役 鬼石康之氏は、生産本部長に、取締役 田中秀幸氏は、技術本部長に、担当がそれぞれ変更になっております。
2. 取締役 上田耕治氏および西川元啓氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 常勤監査役 三好秀則氏および國本英一氏は、管理部門における長年の実務経験を有し、両氏ともに財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 川上清一氏および梶田滋氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、川上氏は税理士資格を、また梶田氏は公認会計士資格を有し、両氏ともに財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 上田耕治氏および西川元啓氏ならびに監査役 川上清一氏および梶田滋氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 重要な兼職先と当社との間で特別の利害関係はありません。

執行役員の氏名等

(平成30年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
執 行 役 員	牛 田 敦 士	営業本部 副本部長 兼 国内営業統括部 工業営業部長
執 行 役 員	中 村 直 哉	大竹明新化学株式会社 代表取締役社長
執 行 役 員	大 崎 昇	営業本部 副本部長 兼 国内営業統括部長 兼 マリン機能部長
執 行 役 員	桜 庭 攻	営業本部 開発営業部長

### 3-(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、その職務を行うに当たり善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨を定めた契約を締結しております。

### 3-(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	176百万円 (11百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	48百万円 (14百万円)
計 (うち社外役員)	11名 (4名)	225百万円 (25百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第110回定時株主総会において年額450百万円以内（ただし、使用人給与分は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第110回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
4. 当該事業年度末現在の取締役は6名（うち、社外取締役は2名）、監査役は4名（うち、社外監査役は2名）であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、平成29年6月22日開催の第120回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役1名が含まれているためであります。

### 3-(4) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主  な  活  動  状  況
取締役	上田 耕治	当事業年度に開催された8回の取締役会全てに出席し、研究者および公認会計士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
取締役	西川 元啓	当事業年度に開催された8回の取締役会全てに出席し、弁護士としての専門的見地と豊富な経営経験から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	川上 清一	当事業年度に開催された8回の取締役会全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。また、当事業年度に開催された10回の監査役会全てに出席し、税理士としての専門的見地から監査の実効性を高めるための発言を行っております。
監査役	梶田 滋	当事業年度に開催された8回の取締役会全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。また、当事業年度に開催された10回の監査役会全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から監査の実効性を高めるための発言を行っております。

### 3-(5) その他社外役員に関する事項

主要取引先等特定関係事業者との関係その他に関する該当事項はありません。

## 4. 会計監査人の状況

### 4-(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### 4-(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| ① 会計監査人の報酬等の額                      | 53百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 53百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。



#### 4-(3) 子会社の監査に関する事項

当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けている当社の重要な子会社は次のとおりです。

会 社 名	監 査 法 人 名
CHUGOKU MARINE PAINTS (Hong Kong),Ltd.	Ernst & Young, Hong Kong
CHUGOKU MARINE PAINTS (Shanghai),Ltd.	Ernst & Young, Shanghai
CHUGOKU MARINE PAINTS (Guang Dong),Ltd.	Ernst & Young, Guangzhou
CHUGOKU SAMHWA PAINTS,Ltd.	Ernst & Young, Seoul
CHUGOKU MARINE PAINTS (Singapore) Pte.Ltd.	Ernst & Young, Singapore
CHUGOKU PAINTS (Malaysia) Sdn.Bhd.	Ernst & Young, Johor Bahru
CHUGOKU PAINTS B.V.	Ernst & Young, Rotterdam

#### 4-(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

---

## 5. 会社の体制および支配に関する方針

### 5-(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針規程」（以下、「当規程」といいます。）を決議しております。その概要は以下のとおりであります。

#### ① 体制の整備に際しての取締役の責務

会社の取締役は、業務の適正を確保する体制の整備の決定に際して、次に掲げる事項に留意する。

- a. 株主の利益の最大化に寄与するものであること。
- b. 取締役その他の会社の業務を執行する者が法令および定款を遵守し、かつ、取締役が負うべき善良な管理者としての注意を払う義務および忠実にその職務を行う義務を全うすることができるようなものであること。
- c. 会社の業務および効率性の適正の確保に向けた株主または会社の機関相互の適切な役割分担と連携を促すものであること。
- d. 会社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性および特質を踏まえた必要、かつ、最適なものであること。
- e. 会社を巡る利害関係者に不当な損害を与えないようなものであること。

#### ② 会社において決議等の対象となる体制の内容

会社における業務の適正を確保する体制とは次のような体制をいう。

- a. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務執行および意思決定に係わる情報は文書で保存し、その保存および管理は社内規則に則る。
- b. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. コンプライアンス、財務、環境、災害、品質、輸出管理等に係わる損失については、個々の損失の領域ごとに担当部署で、必要に応じ危険管理に関する規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。

- ロ. 新たに生じた損失への対応のため、必要に応じて社長から全社およびグループに示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- ハ. 損失が現実化し、重要な損害の発生が予測される場合は、取締役および子会社取締役は速やかに取締役会に報告する。
- シ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに会社および会社の子会社から成るグループにおける業務の適正を確保するための体制等  
下記の経営管理システムを用いて事業の推進に伴う損失を継続的に監視し、取締役の職務執行の効率性を確保する。
- イ. 全社的に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、主要な取締役により構成する会議において審議する。
- ロ. 目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、中期的方針・施策に基づき全社およびグループの目標値を年度予算として策定し、各種会議を通じて全社およびグループベースでの業績管理を行う。
- ハ. 業務運営の状況を把握し、その改善を図るため内部監査を実施する。
- ニ. 法令遵守活動を行う各種チームを設置して、コンプライアンス体制や施策の充実を図る。
- ホ. 従業員が取締役に直接通報する内部通報制度を設置し、通報従業員は就業条件その他に関して一切の不利益を受けない。
- ヘ. 会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画については監査役会が事前に受領し、会計監査人の報酬および会計監査人に依頼する非監査業務については監査役会の事前承認を要する。
- ト. 子会社の重要な業務執行について決裁基準を設けるとともに、各子会社の経営方針を協議し、業務執行状況につき報告を受ける定例の会議体を設ける。
- チ. 監査室による内部監査の対象には子会社を含める。
- ド. 監査役を補助すべき使用人に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役および監査役会の監査業務の補助として監査役室に1名以上の業務等を十分検証するだけの専門性を有する使用人を置く。
- デ. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 
- イ. 監査役室の使用人の任命、配転、人事異動等雇用条件および人事考課に関して、予め監査役会の意見を聞く。
  - ロ. 取締役および会社のいかなる従業員も、監査役室の使用人による監査役の指示の履行を不当に妨げる行為を行ってはならない。
  - f. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役および使用人ならびに子会社取締役、監査役、使用人等は会社もしくは会社の子会社において、
    - イ. 著しい損害を及ぼす恐れや事実
    - ロ. 信用を著しく失墜させる事態
  - ハ. 内部管理の体制・手続等に関する重大な欠陥や問題
  - ニ. 法令違反等の不正行為や重大な不当行為
  - ホ. 重要な情報の開示  
等を発見したとき、または発生したときは、直ちに常勤監査役に対し当該事実を報告する。  
報告は、匿名によることもできるものとし、また報告した者はその報告を理由として、就業条件その他に関して一切の不利益を受けないものとする。  
また、監査室が実施した内部監査の結果については、遅滞なく常勤監査役に報告する。  
一方、監査役はその職務の遂行に必要と判断したときは、上記に定めない事項といえども、取締役もしくは使用人に報告を求める。
  - g. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
    - イ. 監査役の実効的監査のため、必要に応じ管理本部が補助する。
    - ロ. 取締役は、監査役が監査の実施のために所要の費用の支出、費用の前払い、または支出した費用の償還その他の請求をするときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なでない認められる場合を除き、これを拒むことができない。

### ③ 事業報告における開示

会社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制および当規程に規定する事項の決定または決議の概要を、事業報告の内容として開示する。

#### ④ 業務の適正を確保するための体制に関する監査役等の監査

会社の監査役は、会社から当規程の事項を内容とする事業報告およびその附属明細書を受領し、監査の結果、当規程の事項についての取締役会の決議の内容が相当でないと認めるときは、その旨およびその理由を内容とする監査報告を作成する。

### 5-(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

#### ① 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を内部統制評価部門がモニタリングし、改善を進めております。

#### ② コンプライアンス

当社は、コンプライアンス委員会を組織し、年間2回開催される定例会において、本社はじめグループ各社から報告された取組みにつきモニタリングしているほか、集合研修その他従業員教育の企画運営を通じグループ各社に対する指導を行っています。

#### ③ リスク管理体制

当社は、リスク管理委員会を組織し、年間4回開催される定例会において、本社はじめグループ各社から報告されたリスクアセスメントならびに損失の未然防止および早期復旧プランのレビューと指導を行うことにより、リスクマネジメント体制の実効性向上に努めております。

#### ④ 内部監査

監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。なお、内部監査の実施に当っては、監査役会と十分な協議の下に監査計画を立案するとともに、監査結果について監査役会に報告することにより、相互の連携を図っております。

---

### 5-(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。詳細につきましては、当社ウェブサイト（<http://www.cmp.co.jp/>）に記載の「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策の継続について」をご参照ください。

#### ① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の企業価値を今後も一段と高めていくためには、株式上場会社として市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様決定に委ねられるべきと考えています。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、塗料メーカーとしての当社の社会的存在意義や責任を理解せず、その結果ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう恐れのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような提案が出された場合には、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のため必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えます。

#### ② 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、長期的に当社に対し投資をしていただくために、また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるため、塗料性能の向上と環境対応製品の開発をはじめ、安定供給体制の確立や環境負荷の低減、ならびに製品安全性の向上など様々な取り組みをグローバルに推進しております。また、様々なステークホルダーの信頼を高め、中長期的に企業価値を保全することを経営上の重要な課題と位置付け、コーポレート・ガバナンスと内部統制の体制整備に注力しております。これら全ての取り組みは、上記①の基本方針の実現にもつながるものと考えています。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本対応策」と言います。）の継続を決議し、平成27年6月25日開催の第118回定時株主総会において株主の皆様のご承認を受けました。

本対応策は、当社株式等の大規模買付行為を行い、または行おうとする者（以下、「買付者等」と言います。）が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに買付者等との交渉の機会を確保するとともに、一定の場合には当社が対抗措置を採ることによって買付者等に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない買付者等に対して、警告を行うものです。

本対応策は、（i）当社の発行株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け、または（ii）当社の発行株式等について、公開買付けに係る株式等の所有割合およびその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（以下、「買付等」と言います。）を対象とします。

当社の株式等の買付者等には当社取締役会に対して、手順に従い大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報を提出していただきます。

当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実について適切に開示し、買付者等が提出の情報を独立委員会に提供するとともに、株主の皆様のご判断に必要と認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。また、提供情報を十分に評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための取締役会評価期間を設定し、開示いたします。

独立委員会は、上記の取締役会による評価等と並行し、受領した情報をもとに必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当社取締役会に対して新株予約権の無償割り当てによる対抗措置の発動の是非に関する勧告を行います。買付者等が本対応策に規定する手続きを遵守する場合には、原則として対抗措置の不発動を勧告いたしますが、買付者等が手続きを遵守しない場合、または遵守している場合であっても、大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうことが明白な場合には、対抗措置の発動を勧告することがあります。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、当社の企業価値・株主共同の利益確保・向上という観点から速やかに、相当と認められる範囲内での対抗措置の発動

---

または不発動の決議を行い、情報開示を行います。それまでの間、買付者等は大規模買付等を開始することはできません。

④ 上記取り組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

当社取締役会は、特に本対応策が、(i) 当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的に導入されたこと、(ii) 株主総会の承認により導入され、有効期間が3年間であり、またその有効期間の満了前でも株主総会決議により変更または廃止し得るものであり、株主の皆様が意思が十分反映される仕組みであること、(iii) 独立委員会の勧告を重視し、合理的かつ客観的要件が充足されなければ発動されず、当社取締役会による恣意的な発動を防止するとともに、情報開示により透明な運営が行われる仕組みを確保していること、(iv) 当社取締役会によりいつでも廃止することが可能であるため、取締役会の構成員の過半数を交代させても発動を阻止できないものではないこと、(v) 経済産業省および法務省が発表の「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（1. 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、2. 事前開示・株主意思の原則、3. 必要性・相当性の原則）の全てを充足し、高度の合理性を有していることなどにより、基本方針に沿い企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

なお、当社は本対応策の更新について慎重な議論を行ってまいりました。その結果、平成30年5月8日開催の取締役会において、当社が長期にわたり上記②に掲げる取り組みを継続し、かつ本年4月より三カ年の中期経営計画を開始するなど、中長期的な企業価値の向上に向けた施策を行ってきた結果、当社における本対応策の必要性が相対的に低下したものと判断し、本対応策の有効期間が満了する第121回定時株主総会終結の時をもって、本対応策を廃止することを決議しております。なお、当社は、本対応策の終了後も、当社株式等の大規模買付行為が行われた場合には、買付者等に対し必要かつ十分な情報提供を要求するほか、適時適切な情報開示を行い、株主の皆様がこれに応じるべきか否かを適切に判断するために必要な情報や時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他の法令および定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株数は表示単位未満を切り捨て、1株当たり当期純利益と純資産額および比率については表示未満を四捨五入しております。



# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>88,050</b>	<b>流動負債</b>	<b>39,292</b>
現金及び預金	33,750	支払手形及び買掛金	13,195
受取手形及び売掛金	35,997	短期借入金	17,814
有価証券	143	1年内返済予定の長期借入金	1,713
商品及び製品	9,893	リース債務	4
仕掛品	453	未払金	2,802
原材料及び貯蔵品	6,759	未払費用	2,421
繰延税金資産	797	未払法人税等	315
その他	1,735	賞与引当金	193
貸倒引当金	△ 1,481	製品保証引当金	264
<b>固定資産</b>	<b>37,996</b>	その他	567
<b>有形固定資産</b>	<b>27,049</b>	<b>固定負債</b>	<b>5,659</b>
建物及び構築物	8,305	長期借入金	1,035
機械装置及び運搬具	4,796	リース債務	4
工具、器具及び備品	572	長期未払金	110
土地	13,225	繰延税金負債	497
リース資産	8	再評価に係る繰延税金負債	2,252
建設仮勘定	141	退職給付に係る負債	1,359
<b>無形固定資産</b>	<b>1,482</b>	その他	400
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,465</b>	<b>負債合計</b>	<b>44,952</b>
投資有価証券	8,004	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	83	<b>株主資本</b>	<b>67,955</b>
繰延税金資産	683	資本金	11,626
その他	1,840	資本剰余金	7,783
貸倒引当金	△ 1,147	利益剰余金	50,248
<b>資産合計</b>	<b>126,047</b>	自己株式	△ 1,703
		その他の包括利益累計額	7,166
		その他有価証券評価差額金	1,824
		土地再評価差額金	3,863
		為替換算調整勘定	1,541
		退職給付に係る調整累計額	△ 63
		<b>非支配株主持分</b>	<b>5,973</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>81,094</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>126,047</b>

## 連結損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	82,980
売上原価	59,500
売上総利益	23,480
販売費及び一般管理費	19,718
<b>営業利益</b>	<b>3,761</b>
営業外収益	1,048
受取利息	297
受取配当金	198
受取ロイヤリティー	76
技術指導料	100
不動産賃貸料	118
その他	257
営業外費用	897
支払利息	329
為替差損	397
その他	170
<b>経常利益</b>	<b>3,912</b>
特別利益	13
固定資産売却益	13
特別損失	9
固定資産売却損	9
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>3,917</b>
法人税、住民税及び事業税	852
法人税等調整額	145
<b>当期純利益</b>	<b>2,919</b>
非支配株主に帰属する当期純利益	471
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>2,447</b>

## 連結株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当 期 首 残 高	11,626	7,783	49,045	△ 1,702	66,752
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 1,244		△ 1,244
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,447		2,447
自 己 株 式 の 取 得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,202	△ 0	1,202
当 期 末 残 高	11,626	7,783	50,248	△ 1,703	67,955

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	2,109	3,863	△ 31	△ 143	5,797	5,618	78,169
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△ 1,244
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							2,447
自 己 株 式 の 取 得							△ 0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	△ 284		1,573	79	1,368	354	1,722
当 期 変 動 額 合 計	△ 284	—	1,573	79	1,368	354	2,925
当 期 末 残 高	1,824	3,863	1,541	△ 63	7,166	5,973	81,094

# 計算書類

## 貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>29,502</b>	<b>流動負債</b>	<b>21,225</b>
現金及び預金	10,592	支払手形	2,581
受取手形	3,296	買掛金	3,264
売掛金	10,526	短期借入金	11,827
商品及び製品	2,402	1年内返済予定の長期借入金	1,700
仕掛品	355	未払金	1,079
原材料及び貯蔵品	910	未払費用	504
繰延税金資産	235	未払法人税等	64
未収入金	1,066	その他	203
その他	122	<b>固定負債</b>	<b>4,569</b>
貸倒引当金	△ 5	長期借入金	1,000
<b>固定資産</b>	<b>42,200</b>	長期未払金	61
<b>有形固定資産</b>	<b>15,483</b>	繰延税金負債	471
建物	1,966	再評価に係る繰延税金負債	2,252
構築物	223	退職給付引当金	460
機械及び装置	527	その他	323
車両運搬具	3	<b>負債合計</b>	<b>25,795</b>
工具、器具及び備品	312	(純資産の部)	
土地	12,433	<b>株主資本</b>	<b>40,241</b>
リース資産	0	<b>資本金</b>	<b>11,626</b>
建設仮勘定	15	<b>資本剰余金</b>	<b>7,783</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>543</b>	資本準備金	5,396
<b>投資その他の資産</b>	<b>26,173</b>	その他資本剰余金	2,386
投資有価証券	7,886	<b>利益剰余金</b>	<b>22,534</b>
関係会社株式	18,055	利益準備金	1,071
その他	238	その他利益剰余金	21,462
貸倒引当金	△ 6	別途積立金	1,128
<b>資産合計</b>	<b>71,703</b>	繰越利益剰余金	20,333
		<b>自己株式</b>	<b>△ 1,703</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>5,667</b>
		その他有価証券評価差額金	1,803
		<b>土地再評価差額金</b>	<b>3,863</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>45,908</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>71,703</b>

## 損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	33,519
売上原価	25,550
売上総利益	7,968
販売費及び一般管理費	8,714
<b>営業損失 (△)</b>	<b>△ 745</b>
営業外収益	2,588
受取利息	0
受取配当金	1,224
受取ロイヤリティー	845
その他	518
営業外費用	191
支払利息	90
為替差損	33
その他	67
<b>経常利益</b>	<b>1,651</b>
特別利益	0
固定資産売却益	0
<b>税引前当期純利益</b>	<b>1,652</b>
法人税、住民税及び事業税	156
法人税等調整額	11
<b>当期純利益</b>	<b>1,484</b>

## 株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	11,626	5,396	2,386	7,783
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	11,626	5,396	2,386	7,783

	株 主 資 本			
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,071	1,128	20,093	22,294
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△ 1,244	△ 1,244
当 期 純 利 益			1,484	1,484
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	240	240
当 期 末 残 高	1,071	1,128	20,333	22,534

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△ 1,702	40,001	2,089	3,863	5,953	45,954
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△ 1,244				△ 1,244
当 期 純 利 益		1,484				1,484
自 己 株 式 の 取 得	△ 0	△ 0				△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△ 285		△ 285	△ 285
当 期 変 動 額 合 計	△ 0	239	△ 285	—	△ 285	△ 45
当 期 末 残 高	△ 1,703	40,241	1,803	3,863	5,667	45,908

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

中国塗料株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 石 黒 一 裕 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲 吉 崇 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中国塗料株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中国塗料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

中国塗料株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 石 黒 一 裕 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 稲 吉 崇 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中国塗料株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第121期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。  
なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告29～31頁に記載されている「5-(3) 会社の支配に関する基本方針」の①～④については、会社法施行規則第118条第3号の内容に従ったものであると認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月18日

中国塗料株式会社	監査役会				
常勤監査役	三好秀則	Ⓞ			
常勤監査役	國本英一	Ⓞ			
社外監査役	川上清一	Ⓞ			
社外監査役	梶田滋	Ⓞ			

以上

## 第121回定時株主総会会場案内図



### 場所

広島県大竹市明治新開 1 番 7  
 当社広島本社 3 階大会議室

### 交通

JR線 玖波駅 / 広島駅→玖波駅 (約37分)  
 玖波駅→会場 (徒歩約10分)

高速道路 大竹IC / 広島IC→大竹IC (約22分)  
 大竹IC→会場 (約5分)



見やすく読みまちがえにくい  
 ユニバーサルデザインフォント  
 を採用しています。



環境に配慮したFSC®認証紙と  
 植物油インキを使用しています。